

脆性亀裂伝播停止靱性値 Kca 試験方法に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 K 編

改正事項

脆性亀裂伝播停止靱性値 Kca 試験方法に関する事項

改正理由

鋼船規則 K 編 3.12 においては、脆性亀裂伝播停止特性が特別に考慮された鋼材に対しては、温度勾配型 ESSO 試験又は温度勾配型二重引張試験を行い、脆性亀裂伝播停止靱性値 Kca を確認することが規定されている。

弊会においては、2007 年から脆性亀裂アレスト設計研究委員会を設立し、脆性亀裂伝播停止靱性値 Kca を求める試験の手順、条件等の標準化作業を進め、2009 年 9 月に「脆性亀裂アレスト設計指針」を公表している。

今般、脆性亀裂伝播停止靱性値 Kca 試験方法を明確にすべく、上記「脆性亀裂アレスト設計指針」に示す要件を取入れた。

改正内容

脆性亀裂伝播停止靱性値 Kca 試験方法に関する規定を附属書 K3.12.2-1.として加え、温度勾配型 ESSO 試験については、同附属書によることができる旨規定した。